



はっとり 服部のりふみ

服部紀史後援会事務所（自宅）

〒509-7401 恵那市岩村町飯羽間 3126 番地

TEL/FAX 0573-43-3835

HP <https://ccm.enat.jp> E-mail norifumi@ccm.enat.jp

定例会で議決された主な内容

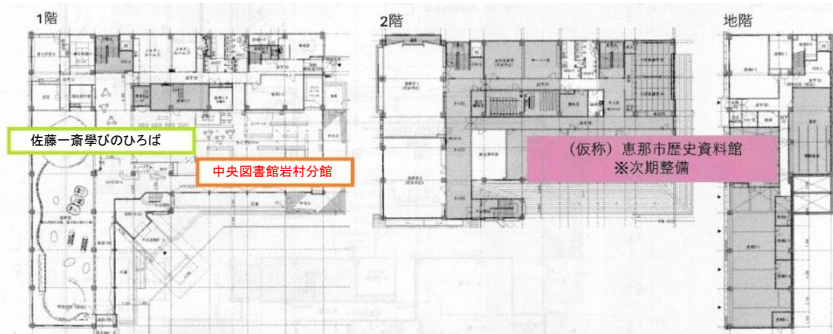
専決処分の承認

地方税法等の一部改正に伴い、税条例及び固定資産税条例の所要の改正を、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る省令の一部改正により課税免除に係る期間が延長されことに伴い、固定資産税の特例に関する条例について所要の改正を、それぞれ 3 月 31 日付けをもって専決処分をしたもの。

条例の一部改正

恵那市企業等立地促進条例の一部改正では、奨励措置の対象となる業種に「宿泊業」を追加するなどの所要の改正が行われた。

恵那市図書館条例の一部改正では、旧岩村振興事務所 1 階東側に、新たに恵那市中央図書館岩村分館を設置するために所要の改正が行われた。



その他の議会に付すべき議案

10 月オープンの「佐藤一斎學びのひろば」の指定管理者を、特定非営利活動法人いわむら一斎塾とし、指定の期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとし議決された。

財産の取得に関して、消防署に配備する災害対応特殊救急自動車購入として 3,996 万 3 千円の金額で岐阜トヨタ自動車株式会社恵那店との仮契約が承認され議決された。

一般会計補正予算の概要

補正予算額は 2 億 3,426 万 2 千円で、補正後の額は 317 億 8,426 万 2 千円となり、その概要を以下に示します。

緊急を要する事業 7,292 万 2 千円

武並コミュニティセンターの修繕、山岡陶業文化センターの修繕、新型コロナ及び带状疱疹ワクチンの公費助成及び佐藤一斎學びのひろばの運営委託料など

国庫・県支出金・寄付金等の財源を活用した事業 1 億 6,134 万円

自治会等へのコミュニティ活動備品購入補助、生活保護制度改正に伴うシステム改修、長島町中野乗越地区の市道冠水対策、小中学校の校務支援システムの導入、勝川家・宮盛座の改修、給食配送車の更新など

勝川家土蔵の修繕概要



令和 7 年度 610 万 4 千円

大屋根と下屋を解体し、大屋根の桁や野地板の交換を行います。

令和 8 年度（予定）1,006 万 3 千円

屋根瓦の葺替や軒先の補修及び漆喰工事等の予定です。

6 月議会のトピックス

- 恵那市中央図書館岩村分館の設置を条例にて規定
- 佐藤一斎學びのひろばの指定管理者を議決
- 一般会計の補正予算額は、2 億 3,426 万 2 千円
- 一般質問者は、8 名といつになく少人数
- 640 万円を減額する一般会計補正予算その 2 が追加上程

補正予算その 2 の補正額は△640 万円で、補正後の額は 317 億 7,786 万 2 千円となり、その概要を以下に示します。

緊急を要する事業 1,220 万円

ロケツートリズムを推進するために設置される協議会への負担金や中央図書館の空調の修繕

国庫・県支出金・寄付金等の財源を活用した事業 △1,860 万円

自動運転実証実験を各市単独の委託事業からコンソーシアム（共同体）方式に変更したことに伴い、4,460 万円を減額し、故障した武並コミュニティセンター空調機の追加更新の経費など

気になるトピックス

「佐藤一斎學びのひろば」の指定管理の詳細

左の議決された内容でも少しふれましたが、指定管理の詳細について紹介しておきます。

・指定管理者

住 所 恵那市岩村町 317 番地

名 称 特定非営利活動法人いわむら一斎塾

代表者 理事長 鈴木隆一

・指定管理期間 令和 7 年 10 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

・指定管理料 年間 900 万円

・選定の理由

この施設は、佐藤一斎先生の教えを伝えるとともに、佐藤一斎先生の研究の拠点にもなる施設である。ゆえにこれらを実現する専門性を有する唯一無二の団体として、一斎塾が最も適当であると考えられるため。

恵那市中央図書館岩村分館の概要

この施設は、市が直接、管理運営を行う施設となり、以下に開館時間等をお知らせしますので、多くの方に利用していただきたいと思います。

○休館日

- ・月曜日 但し、その日が祝日に当たるときは、その翌日
- ・祝日の翌日 但し、その日が日曜日又はその翌日たる月曜日に当たるときは、その月曜日の翌日とし、当該翌日に相当する日が前号の但し書きに規定する翌日に当たるときは、当該月曜日の翌々日とする。
- ・年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）
- ・図書整理日 毎月の最終木曜日
- ・特別整理期間 毎年 1 回 5 日以内

○開館時間

- ・火曜日～金曜日 9 時～19 時
- ・土曜日、日曜日及び祝日 9 時～17 時

地域特産物販売所の閉店

6 月の地域自治区運営協議会の役員会において、市役所の観光交流課から地域特産物販売所の指定管理者から、指定管理期間の満了前ではありますが閉店の申入れがあり、5 月末をもって閉店の状態であるとの説明がありました。

市としては、指定管理として施設が継続できるよう地元から希望者の斡旋を受けたいとのことで、地域の方に情報提供とともに協力要請がありました。



議会以外の主な議員活動

4月5日（土）横須賀三熊野神社大祭



岩村町交流協会の一員として、交流協会から数名で参加しました。平成元年から続く地域間交流で、交流会では久保田掛川市長さんほか、多くの方と交流ができました。この日は、写真の通りとてもよい天候で、お祭りはたいへんな人出で賑わいを見せていました。

4月12日（土）孔子祭



昭和60年に岩村城創築800年を記念し復活した孔子祭が天候に恵まれて、知新館にて執り行われました。午後の講演では、予定していた講師の体調不良により急遽講師が交代され準備不足とのことでしたが、湯島聖堂と昌平坂学問所のことがよく理解できた講演でした。

4月24日（木）若井あつこ県政報告会



参議院議員選挙への出馬を表明している、県議会議員である若井あつこ県政報告会が共同福祉会館で開催されました。これまでの県議会での女性ならではの取り組みや、空手の世界選手権4連覇を成し遂げられた裏での葛藤など貴重な話が聞けました。

5月12日（月）～14日（水）新政会行政視察



例年この時期に実施している行政視察に新政会で出向きました。今年は、当面の市の課題である、Sの復元事業について東海汽船と大井川鉄道を、学校統合により廃校となる活用事例として山梨県北杜市、長野県長野市及び飯綱町を視察しました。

5月24日（土）西尾・岩村友好の会通常総会



三熊野神社大祭と同様に岩村町交流協会から藤井会長以下、数名で参加しました。愛知県西尾市では、今でも200名を超える会員を有し、これまでは新能の交流の繋がりなど強いものがあり、中村西尾市長の挨拶からも熱い思いが伝わってきた総会でした。

5月30日（金）東海地区都市監査委員会総会・研修会



東海地区（愛知、岐阜、三重、静岡、長野県）における都市監査委員会の総会と研修会に出席しました。この組織は、町村を除く市だけで組織され、総勢300人を超える参加がありましたが、研修会では監査に対する考え方など、たいへん参考になるものでした。

6月9日（月）2025年日本国際博覧会



「岐阜県の日」が開催され、初日に恵那市のたんぽぽ作業所から恵那まつり太鼓が出演することになり、市長以下、議会や職員で応援に駆けつけました。とても多くの人出で驚きましたが、交流のあるポーランドパビリオンだけ見学して来ることができました。

6月21日（土）いわむら提灯巡り点灯式



コロナ禍以降に夏のイベントが中止されていく中で、新たに昭和百年を記念した提灯巡りのイベントがスタートし、8月17日までの間に様々なイベントが計画されています。ひな祭りに続く岩村の代表的なイベントになることに期待したいと思います。

特集 監査委員の業務の紹介

昨年の12月議会において、一年間の任期で監査委員に就任して以来、まもなく半年が過ぎようとしていますが、監査委員の役割りや業務内容について紹介させていただきます。

監査委員について

- ・地方公共団体の執行機関のひとつで、地方公共団体の財務や事業について監査を行う機関です。
- ・監査委員は、地方自治法第195条により2名と定められており、合議制ではなく独任制となっています。
- ・監査の結果に関する報告の決定など、重要とみなされる事項については、監査委員の合議により決定することとされています。
- ・任期は、代表監査委員4年、議会選出委員は議員の任期となりますが慣例により1年交代とされています。

監査の種類について

- ・例月現金出納検査
- ・企業会計の決算審査

- ・一般会計、特別会計の決算審査及び基金運用状況の審査
- ・財政健全化判断比率審査
- ・決算監査（定期監査）
- ・随時監査
- ・財政援助団体等の監査（随時監査）
- ・指定金融機関監査
- ・行政監査

その他の監査について

- ・住民の直接請求に基づく監査
- ・議会の請求に基づく監査
- ・採択した請願に対する議会の請求に基づく監査
- ・市長の請求に基づく監査
- ・住民監査請求に基づく監査
- ・市長又は企業管理者の請求に基づく職員の賠償請求に関する監査
- ・共同設置機関の監査

議会を終えて

梅雨に入ったと思ったら、真夏のような暑い日が続き、熱中症対策に十分気をつけなければならない状況が見受けられました。

今回の議会は、いつになく議案は少なく、常任委員会での審議時間も僅かな時間で終わることとなりました。定例会が終わると決算審査はいよいよ本格化します。地方自治法第2条に規定のある「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に心がけた審査に努めたいと思います。

インフォメーション

取り組みの詳細や日々の活動は、以下からご覧ください。

○ウェブサイト <http://com.enat.jp>

○Facebook

○Instagram

※ 後援会への入会は随時受付しています。入会はウェブサイトからお願いします。

※ 次回は、9月議会終了後に発行する予定です。

※ ご意見、ご感想をお聞かせください。

